

## 嘉麻市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、嘉麻市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 遊休農地の解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

**42.7ha**

【目標設定の考え方】 平成28年3月末遊休農地面積42.7haを5年間で解消する。

(実施期間：平成28年度～平成32年度末まで)

##### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割による農地パトロール（利用状況調査）と遊休農地の農地利用意向調査の実施の徹底
- ・農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付けの促進
- ・現況に応じた「非農地判断」の実施

#### 2. 担い手への農地利用集積について

##### (1) 担い手への農地利用集積目標

**1,592ha**

【目標設定の考え方】 10年間で平成28年3月末管内農地面積1,990haの8割を担い手へ集積する。

(実施期間：平成28年度～平成37年度末まで)

##### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・「人・農地プラン」の作成・見直しの積極的な働きかけを行い、農業委員・推進委員も参加し、出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングの実施
- ・農用地利用集積計画による利用権設定の周知及び推進
- ・農地中間管理事業の周知及び活用促進

#### 3. 新規参入の促進について

##### (1) 新規参入の促進目標

**10経営体**

【目標設定の考え方】 1年間2経営体、5年間で10経営体を目標にし、新規参入経営体に積極的に農地の利用集積を進める。

(実施期間：平成28年度～平成32年度末まで)

##### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・市町村や県、JA、普及センター等の関係機関・団体と連携・情報の共有を図り、農業委員会も貸借可能な農地を積極的に借り受けできるよう、フォローアップ体制を構築する。